



公益財団法人愛知県都市整備協会

中期経営計画（2026～2030年度）



はじめに

当協会は、県内における都市計画事業、土地区画整理事業その他の公共事業の促進、県が設置する都市公園及び港湾施設の円滑な運営及び健全な利用、愛知県都市緑化基金による都市緑化を推進することにより、県土の有効利用及び良好な都市環境の整備推進を図り、もって地域社会の発展及び県民の福祉の向上に寄与することを目的として1967年5月に設立されました。

本計画は、このような協会の設立目的を踏まえ、今後の経営方針や取組内容を示すもので、2026年度から2030年度までを取組期間として定めた「県関係団体経営改善計画」を基に、詳細な内容を記したものです。

本計画を通じて協会役職員一人ひとりが自身の担う役割を意識し、掲げられた取組目標の達成を目指すことで、県内の自治体や県民の皆様に対し、より一層魅力的な都市環境整備事業、港湾環境整備事業及び都市緑化基金事業の提供に努めてまいります。

今後とも皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

2026年3月5日

(公財) 愛知県都市整備協会

理事長 中 島 一





目次

1	公益財団法人愛知県都市整備協会の概要	4
(1)	組織概要	4
(2)	沿革	4
(3)	組織図	5
2	経営理念	6
3	事業内容	6
4	これまでの取組と課題	7
(1)	都市環境整備事業：まちづくり事業部	7
(2)	都市環境整備事業：管理部	9
(3)	港湾環境整備事業：管理部	10
(4)	都市緑化基金事業：総務部	11
(5)	組織運営	11
5	「経営方針」及び「中期経営計画」（2026年度～2030年度）	17
(1)	市町村等の支援	18
(2)	ふれあいの提供	21
(3)	港湾施設の管理	25
(4)	都市緑化基金の活用	26
(5)	組織力の強化	27
6	計画の進捗管理	30





1 公益財団法人愛知県都市整備協会の概要

(1) 組織概要

- ・設立年月日 1967年5月1日（2012年4月1日 公益財団法人へ移行）
- ・基本財産 50万円
- ・役員等

理事長	中島 一
専務理事	多田 保孝
常務理事	水谷 隆一、橋本 尚典
理事	清水 雅之（刈谷市都市政策部長） 始め8名

評議員	川村 哲弘（碧南市開発水道部長） 始め12名
監事	人見 英永、長田 久典

役員名簿 2025年7月1日現在

(2) 沿革

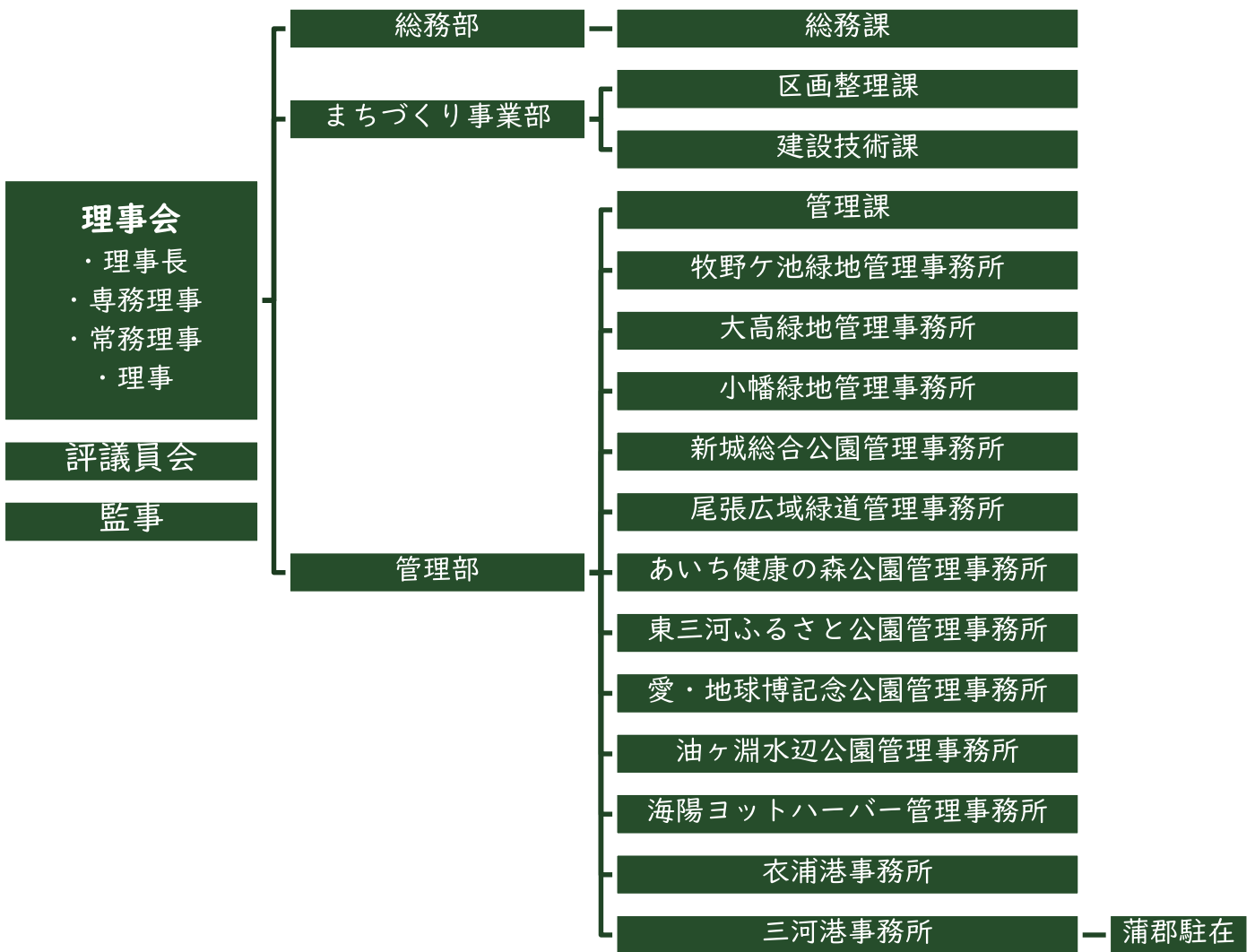
- ・1967年5月：「財団法人愛知県土地区画整理協会」として発足
- ・1981年4月：「愛知県都市公園協会」と合併。名称を「財団法人愛知県都市整備協会」に改め、組織を「総務課」、「技術部」（現在のまちづくり事業部）及び「公園管理部」に編成
- ・1996年4月：「技術部」を「土地区画整理部」に改め、「総務部」と「建設技術部」を新設
- ・2002年4月：「愛知県港営協会」の廃止に伴い事務事業を引き継ぎ、「港営部」を新設
- ・2004年4月：名称を「土地区画整理部」から「まちづくり事業部」に改める
- ・2006年4月：「公園管理部」と「港営部」を統合し「管理部」に再編
- ・2012年4月：公益法人関連3法※の施行により、「公益財団法人愛知県都市整備協会」に移行。
「まちづくり事業部」に「建設技術課」を編入し、「建設技術部」を廃止

※「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」、「一般法人法及び公益認定法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」





(3) 組織図





2 経営理念

県土の有効利用及び良好な都市環境の整備促進を図ることをもって、地域の発展と県民の福祉の向上に寄与する。



実現するために

まちづくり事業部

- ・市町村等※からの期待と信頼に応えられる組織を目指します。
- ・市町村等※が抱える多様な課題に迅速に対応できるように、課題を解決する力を持つことに努めます。

管理部

- ・指定管理者として任された都市公園とヨットハーバーにおいて、これからも利用者の安全・安心の確保、更なる効率的・効果的な運営を進め、よりいっそう県民に親しまれ愛される施設づくりに寄与していきます。
- ・これまで培った船舶への給水業務、上屋等の保守点検業務等の技術を継承し、安全な施設管理を推進します。

総務部

- ・愛知県都市緑化基金事業において、啓発活動等を実施することにより、都市の緑化を推進し、緑豊かで快適な生活環境づくりに寄与します。
- ・公益法人として、法令遵守を徹底し、健全かつ安定した経営に努めます。

※市町村等は、県・市町村・土地区画整理組合・県関係団体・建設業界を示す。

3 事業内容

都市環境整備事業：都市及びその周辺部における良好な居住環境の整備促進並びに地域住民のふれあいの場と機会の提供（まちづくり事業部・管理部）

港湾環境整備事業：水辺における安心・安全の確保及びふれあいの場と機会の提供（管理部）

都市緑化基金事業：愛知県都市緑化基金を活用し民有地の緑化推進への助成及び都市緑化に関する普及啓発（総務部）





4 これまでの取組と課題

(1) 都市環境整備事業：まちづくり事業部

【当協会の役割】

区画整理

- これまでに培ってきたノウハウやネットワークを活かし、土地区画整理事業等まちづくりに関する業務を支援しています。

建設技術

- 公共工事に係る市町村職員の技術水準の向上を図るため、市町村の建設工事を対象に、設計・積算・監督・検査業務の支援を行います。
- 市町村の管理する道路橋などの橋梁点検業務について、地域一括発注を活用して点検と健全性判定の支援を行います。
- あいち建設情報共有システムの提供をはじめ、市町村に対するDX推進の支援を行います。

【これまでの取組】

- 市町村は、技術力、人員及び予算の不足という3つの課題を抱え、これらの課題を解決するため、協会は以下の2つの観点で支援を実施してきました。
 - 協会の保有する技術力の活用
 - 業務を集めて実施する効率化

各事業の具体的取組みは次のとおりです。

区画整理

- 土地区画整理事業関係者（県・市町村・土地区画整理組合）に対する講習会、研修会の開催
- 市町村・土地区画整理組合からの土地区画整理事業に関する相談への助言
- 市町村・土地区画整理組合に対するまちづくりアドバイザーの派遣による課題への助言及びまちづくり構想図（素案）の提案
- 市町村を対象とする現地測量や都市計画図書の作成等、各種調査の受託
- 市町村・土地区画整理組合を対象とする土地区画整理事業に関する事業計画の作成、設計、積算、監督及び登記の受託
- 調査研究及び技術の向上を目的とした全国のまちづくり関係5団体で構成する任意組織「まちづくり研究会」*の設置（2025年8月）
*まちづくり研究会とは、福島、岐阜、愛知、大阪及び兵庫のまちづくり関係公益法人を構成員とし、公益社団法人街づくり区画整理協会をオブザーバーとする任意組織





建設技術

- 県・市町村の技術職員に対する講習会・研修会の開催
- 市町村を対象とする設計、積算、監督及び検査の受託
- 市町村の管理する道路橋点検業務の受託（地域一括発注方式）
- ドローン・ポールカメラを活用した橋梁点検及び遠隔臨場等、業務に関する DX 推進のための調査研究
- あいち建設情報共有システムの市町村等への提供、市町村の利活用促進のための同システム改修
- あいち電子成果品保管管理システムの市町村への提供

【課題】

- 人口減少・少子高齢化及び物価高騰等、社会資本の整備・維持管理を取り巻く情勢の厳しさを背景に市町村における技術力、人員及び予算の不足の3つの課題は拡大する可能性を想定し、以下の取組が重要と考えます。
 - 支援の充実（メニューの増加と質の向上）
 - 業務を適切に遂行できる組織運営

各事業の具体的な課題は次のとおりです。

区画整理

- 業務代行方式の普及等により、施行者の協会に対する業務支援の依頼内容が変化しているため新たな支援が必要
- 市町村・土地区画整理組合の土地区画整理事業を継続的に支援するため、協会の保有する技術・ノウハウの継承が重要
- 土地区画整理事業に関する業務は、事業の進捗に左右され、受託業務量予測が困難であるとともに、年度ごとに収支が大きく変動

建設技術

- 市町村等の社会資本整備に関する業務を継続的に支援するため、協会の保有する技術・ノウハウの継承が重要
- 公共工事発注者支援及び橋梁点検の業務は、事業の進捗に左右され、受託業務量の予測が困難であるとともに、年度ごとに収支が変動





(2) 都市環境整備事業：管理部

【当協会の役割】

- 指定管理者制度が導入された 2006 年度から、牧野ヶ池緑地、大高緑地、小幡緑地、新城総合公園、尾張広域緑道、あいち健康の森公園、東三河ふるさと公園、愛・地球博記念公園の 8 つの都市公園を、また、2018 年度からは油ヶ淵水辺公園を含めた 9 つの都市公園を指定管理者として管理運営を行っており、利用者の安全・安心の確保、公平・公正な運営、事故・事件への迅速な対応を図るとともに利用者の満足度向上に努め、県民に親しまれ愛される公園づくりに寄与しています。

【これまでの取組】

- 緑とオープンスペースの場である公園施設を地域交流のための多様な活動の拠点として活用し、地域住民にふれあいの場を提供する事業
 - 利用者に安らぎを感じさせる身近な自然空間、レクリエーションの場を提供してきました。
 - 多くの人に公園を利用し、楽しんでいただけるように、季節の花まつりやウォーキング、工作教室等、各種のイベントを開催してきました。
 - 利用者が安全安心・快適に公園を利用できるように、公園内の施設・機器等の保守点検、清掃及び小規模修繕を行ってきました。
 - 利用者の便宜向上を図る取り組みとしては、公園内に、飲食品提供や記念品販売のための売店や、清涼飲料水等を販売するため自動販売機を設置するなどしてきました。

【課題】

- 既存の正規職員の高齢化が進んでいることから、新規の正規職員の採用を進めて培った知識や経験を確実に継承していく必要があります。
- 公園施設の老朽化及び人口の減少が進んでいる状況下でも、引き続き公園利用者数の増加策を講じる必要があります。
- 夏場の酷暑が長期間にわたり続くことから、公園利用者及び作業スタッフへの熱中症対策を講じる必要があります。
- 緊急事態に備え、防災訓練の実施や業務継続体制の策定を行っていますが、今後とも効果的な訓練の実施や業務継続体制を随時見直していく必要があります。





(3) 港湾環境整備事業：管理部

【当協会の役割】

- 指定管理者制度が導入された2006年度から、海陽ヨットハーバーの指定管理者として管理運営を行っており、安全・安心、快適に施設を利用できるよう、施設の点検、清掃、修繕を適切に行うとともに、施設利用の公正・公平性を確保しつつ、ヨットに対する普及啓発に寄与しています。
- 2002年度より衣浦港及び三河港に設置された貯木場、給水施設を始めとする港湾施設の運営業務を県から受託して、港湾施設の利用促進に寄与しています。

【これまでの取組】

- 水辺における安全・安心の確保及びふれあいの場と機会の提供を目的とする港湾環境整備事業
 - ヨットハーバーを地域交流のための多様な活動の拠点として活用することにより、マリンスポーツを通じて海洋に対する興味や関心を高めるとともに、水辺における安全・安心なふれあいの場を提供してきました。
 - 利用者が安全快適に施設を利用できるよう各施設の保守点検、清掃及び小規模修繕を行ってきました。
 - 利用者の便宜向上を図る取り組みとしては、自動販売機の設置を行い、また、利用者から要望が多かったレストランについては、事業者と調整を行い、2024年9月から開業に至っています。
 - ヨット教室、ヨットレース、ヨット体験乗船会を開催してきました。
 - 海難救助・消防訓練等を行い、海難事故防止に備えてきました。
 - 衣浦・三河の両港湾においては、貨物船舶等に対する給水業務を行うとともに、上屋等の港湾施設の管理を行ってきました。

【課題】

ヨットハーバー関係

- 新規の正規職員の採用を進めて、培った知識や経験を確実に継承していく必要があります。
- ヨット競技人口が減少していることから、知名度向上対策を講じる必要があります。
- 夏場の酷暑が長期間にわたり続くことから、施設利用者及び作業スタッフへの熱中症対策を講じる必要があります。
- 緊急事態に備え、防災訓練の実施や業務継続体制の策定を行っているが、今後とも効果的な訓練の実施や業務継続体制を随時見直していく必要があります。





港湾施設関係

- 職員の高齢化が進んでいることから、培った知識や経験を確実に継承していく必要があります。
- 夏場の酷暑が長期間にわたり続くことから、作業スタッフへの熱中症対策を講じる必要があります。
- 県からの受託事業が今後も長期にわたり継続するのか明確でないため、職員の採用計画を立てることが困難な状況です。

(4) 都市緑化基金事業：総務部

【当協会の役割】

- 愛知県都市緑化基金の管理・運用
- 都市緑化基金の果実（利子）による都市緑化の推進

【これまでの取組】

- 愛知県都市緑化基金の元本回収が確実かつ安全で、可能な限り高い運用益が得られる方法による管理・運用をしてきました。（国債及び地方債による運用）。
- 市町村の都市緑化基金等が行う都市緑化推進事業へ助成金を交付し支援をしてきました。
- 都市緑化に関する普及啓発事業として、あいち都市緑化フェアの県との共催や、都市公園イベントでの基金の広告入り花種の配布等をしてきました。

【県との共通課題】

- さらなる都市緑化の推進に向けて、多くの市町村で基金の一層の活用が求められています。
- 都市緑化普及啓発において、より多様で効果的な新たな取り組みの展開が必要です。

(5) 組織運営

【当協会の役割】

- 公益法人として、法令遵守を徹底し、健全かつ安定した経営に努めます。

【これまでの取組】

- 人材育成・人材確保
 - 職員が蓄積してきた専門的知識や経験を、次世代の職員に確実に継承するため、経験豊富なアドバイザーを職員として雇用するなどしてきました。また、職員研修につい





ても、計画的に実施し、研修内容も適宜見直しを行い、時代の潮流やニーズに対応できる職員の育成に努力をしてきました。

総務部：

- ・愛知県公社等職員研修協議会研修（パソコン、各役職研修等）
- ・労務関連研修（労基法等各種法改正対応、人事給与関係研修等）

まちづくり事業部：

区画整理関係

- ・土地区画整理士、土木施工管理技士及び技術士の資格取得を奨励
- ・街づくり区画整理協会が主催する、土地区画整理セミナーへの参加

建設技術関係

- ・あいち建設情報共有システムに係る職員及び市町村支援に係る県OB職員の採用
- ・監督業務に関する技術力の向上のための県OB職員の採用
- ・橋梁点検士や土木施工管理技士及び技術士の資格取得を奨励
- ・全国建設技術センター等協議会が主催する、技術講習会及び技術研究発表会への参加

管理部：

公園関係

- ・造園施工管理技士、公園施設点検管理士、公園管理運営士等の資格取得奨励
- ・植物管理の専門家、施設点検の専門家、資格取得職員による技術研修会

ヨットハーバー関係

- ・海難救助に関する専門家、ベテラン職員による研修会
- ・応急手当普及員の資格取得奨励、救命訓練やAED取扱訓練の充実

港湾関係

- ・業務マニュアルの更新及びベテラン職員による実務指導

- 育児・介護との両立支援制度の周知を徹底することにより、制度活用しやすい環境づくりに努めてきました。

● 財務運営

公益法人として実施する公益目的事業について、「収支相償原則」に基づき、公益目的を達成するために財源を最大限活用し事業を実施してきました。

◇費用対効果の検証

- ・事業ごとの財源活用を見直し、最適化

◇財務管理と透明性の確保

- ・収支計画・事業報告・財務諸表の公開
- ・会計処理のガイドライン遵守と定期的な内部チェック

◇健全な経営・コスト管理

- ・事業計画・予算管理の徹底、内部統制の適正運用
- ・経費精査や業務委託の見直しによる効率化

◇入札による調達適正化

- ・競争入札を活用した、より低廉な物品やサービスの調達

● 法人運営

- ガバナンスを充実するため、2000年度から、県・市町村の行政機関以外の組織のうち、協会の実施事業に見識のある団体の役員に外部理事として就任いただいています。また、2003年度から公益法人として監査の実効性を高めるため税理士に外部監事として就任いただいています。さらに、2024年度からは、ガバナンスを一層充実





させるため、評議員会において、学識経験者に外部評議員として就任いただいています。

- 組織全体に関わる重要課題（例：特定費用準備資金の活用や、災害時の事業継続計画（BCP）の策定など）について、役員及び管理職による会議を設置し情報共有を図るとともに、対応方針及び対応策について協議してきました。
- 公益法人として要求される各種の「社会的価値の実現に資する取組」について、一つ一つ着実に実施してきました。

【2025年度までの主な「社会的価値の実現に資する取組」】

- ◇環境への取組（環境マネジメントシステムの導入、エコ通勤等）
- ◇働きやすい職場づくり（ワーク・ライフ・バランス、女性の活躍推進等）
- ◇交通安全の推進（交通安全パートナーシップ企業への登録等）
- ◇取引適正化の推進（パートナーシップ構築宣言）

【課題】

● 人材育成・人材確保

- 当協会は、即戦力となる職務経験のある人材を採用することで人材確保し、組織運営の維持に努めてきました。しかし、現在の正規職員の平均年齢は「51歳」で、50歳代が6割以上を占めるなど偏った年齢構成となっており、今後専門的知識や経験を持ち協会業務を統括している職員が不足することが懸念されます。
- 将来的な協会の事業活動の展開を踏まえた持続可能な組織基盤を維持するため、計画的な人材育成と人材確保による知識や経験の継承が重要課題の1つとして挙げられます。
- 現時点では採用については、事務職は一定数を確保できているものの、技術職は募集定員を充足しない状況が続いています。

総務部の課題：

総務・財務部門は事業部門と業務内容が大きく異なることから、特定の職員が長期にわたり総務・財務部門の業務を担う状況が生じています。その結果、総務・財務部門における人事配置の硬直化を招いています。

まちづくり事業部の課題：

50歳代職員に偏った年齢構成のため、職員の退職に伴い技術・ノウハウを失うことを回避すること（技術等の継承）が喫緊の課題です。行政及び業界とも建設に携わる技術職員の確保が喫緊の課題と言われており、当協会においても、技術職員を必要な時期に採用できない可能性が高い状況にあります。

管理部の課題：

- ・ 指定管理期間が5年間の期限が設けられているため、正規職員でなく、任期の定まった職員の採用を活用することにより体制の確保をしていますが、知識と経験の継承が課題となっています。
- ・ 県から港湾受託事業（給水等）が、今後も長期に渡り継続するのか明確でないため、職員の採用計画を立てることが困難であり、課題となっています。

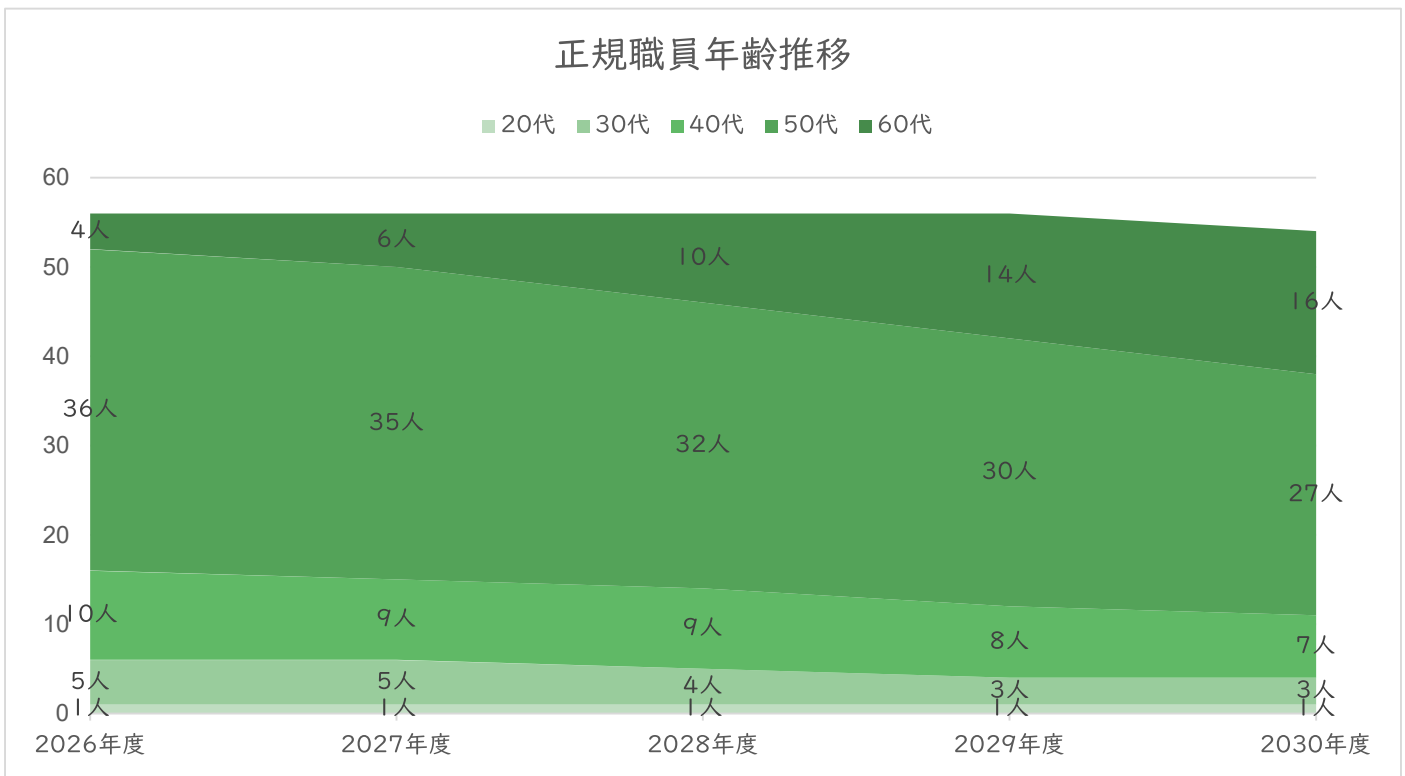




【参考】

◎正規職員の職員数と年齢構成の推計

	20代	30代	40代	50代	60代	合計
2026年度 職員数	1	5	10	36	4	56
構成比	2%	9%	18%	64%	7%	
2030年度 職員数	1	3	7	27	16	54
構成比	2%	6%	13%	50%	30%	



● 財務運営

- 2025年4月から施行された公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、公益法人法）の改正により、財務規律が柔軟化され、公益認定基準の一つである従来の「収支相償原則」が、中期的期間（5年間）での収支の均衡を図るよう見直されたことから、当協会における財務運営においてもその適用の可否を検討する必要があります。





- また、収支均衡の判断をするにあたり、公益目的事業を充実させるために将来において必要となる資金を積み立てることができる「公益充実資金」^{※1}が創設されたことから、この活用を検討する必要があります。
- さらに、わかりやすい財務情報を開示するため、公益法人法では、公益目的事業会計、収益事業会計、法人会計のそれぞれを区分して整理することが規定されました。加えて、公益法人法改正と併せて公益法人会計基準^{※2}も見直され、財務諸表の様式が改定されています。（なお、様式変更は2027年度までに実施）。

【※1 公益充実資金】

- ・公益目的事業について、「特定費用準備資金」と「資産取得資金」を統合し「公益充実資金」を創設。
- ・従来、特定の事業実施のための「特定費用準備資金」、特定の資産取得のための「資産取得資金」では、各目的ごと（事業ごと、資産ごと）に資金は管理され、各事業（公1・公2）を跨いだ資金流用はできなかった。
- ・「公益充実資金」は、公益目的事業を充実させるため将来において必要となる資金で、事業単位を横断するような大括りの用途設定ができるほか、公1・公2を跨ぐ資源分配も行うことができる。また、使途不特定財産の算出の際に控除することもできる。

【※2 公益法人会計基準（2025年12月）】

- ・会計基準全体に関する基本的な考え方として、公益法人における「財務報告の目的」を明確化（公益法人に期待される財務情報の開示の考え方を明確化）
- ・公益法人の特性を踏まえつつ、多様なステークホルダーにとってわかりやすい財務情報の開示とするため、公益法人特有の会計処理を見直し（振替処理の廃止、基本財産・特定資産の位置付けの整理等）。併せて、「正味財産増減計算書」から「活動計算書」へ見直し
- ・財務規律の柔軟化・明確化に伴う法人の説明責任として、財務諸表における情報開示を充実（財務規律への適合状況について注記及び附属明細で一体的な情報開示）
- ・現行会計基準制定時（2008年）からの公益法人の活動や社会変化への対応として、金融商品に関する会計処理や固定資産に関する会計処理などの明確化、寄付によって受け入れた資産に関する情報開示の追加

出典：国（内閣府）及び都道府県公式の総合情報サイト 公益法人 Information 「新公益法人会計基準に関する説明会」資料等

● 法人運営

- 当協会は公益法人という性質上、収益重視ではなく、安定的な事業継続と社会貢献という使命を持ちながら、限られた人的資源と予算の中で活動をしてきたため、業務の属人化や、DX（デジタルトランスフォーメーション）への十分な投資ができておらず業務効率の改善が進んでいません。





- また公益法人の制度改正においては、「自律的ガバナンスの充実、透明性向上」も求められており、外部理事・外部監事の導入や、公益法人会計基準の見直しにより、わかりやすい財務情報の開示のため財務諸表の変更等に対応をしていかななくてはなりません。
- これまで取り組んできた「社会的価値の実現に資する取組」を今後とも継続し、充実していく必要がありますが、取組の内容によっては、その実施が難しいものもあります。（女性活躍推進に取り組む企業を評価する「えるぼし認定」は女性の正規職員の割合が少ないこと、子育てサポート企業を評価する「くるみん認定」は子育て世代に該当する職員が限定的であるという組織構成上の特性から当面は認定の取得は難しい状況です。）





5 「経営方針」及び「中期経営計画」（2026年度～2030年度）

3事業を柱として、5つの観点から、地域社会の発展と県民の福祉の向上に貢献するとともに、組織力の強化に努めます。

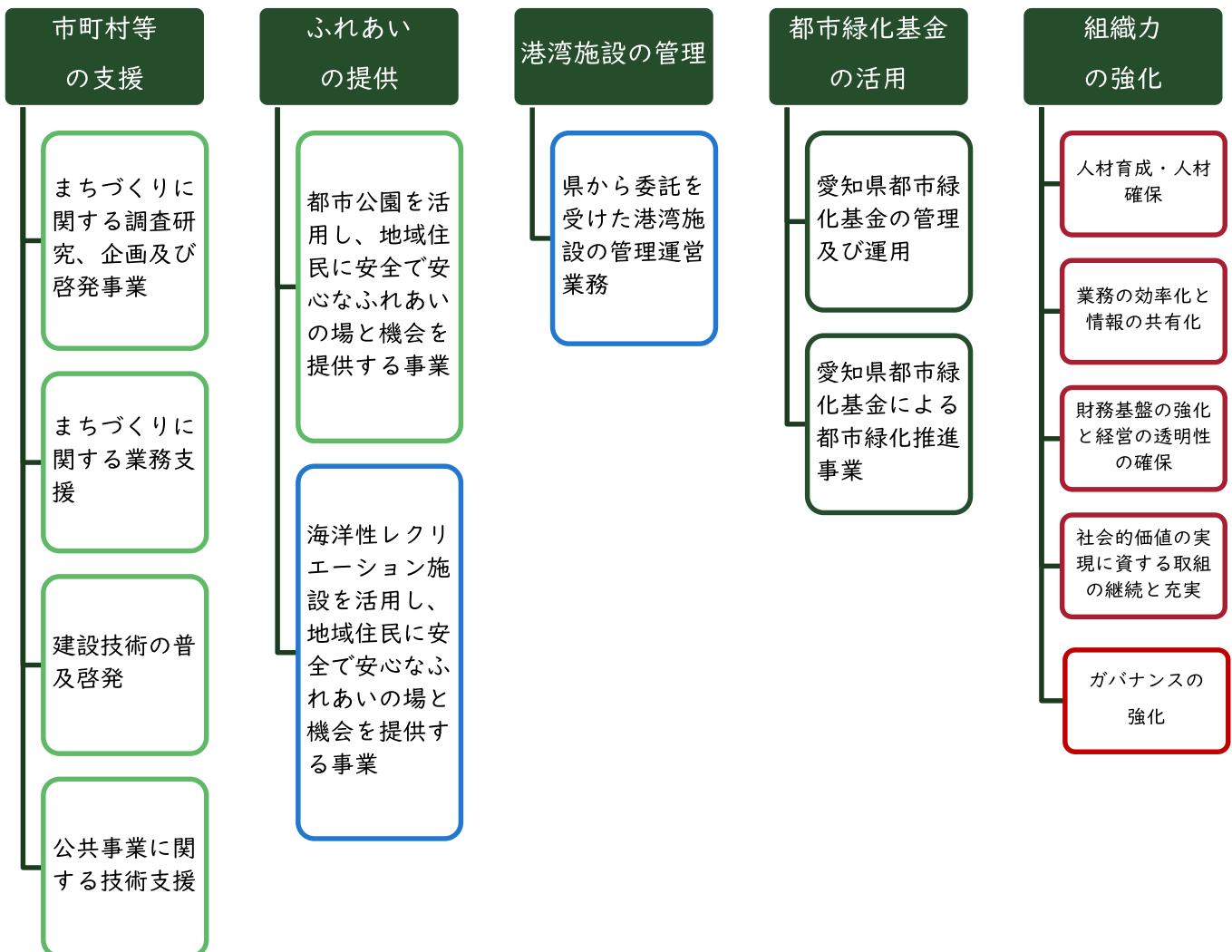
【3事業】

都市環境整備事業：都市及びその周辺部における良好な居住環境の整備促進並びに地域住民のふれあいの場と機会の提供

港湾環境整備事業：水辺における安心・安全の確保及びふれあいの場と機会の提供

都市緑化基金事業：愛知県都市緑化基金を活用し民有地の緑化推進への助成及び都市緑化に関する普及啓発

【5つの観点】





(1) 市町村等の支援

【経営方針】

市町村等からの要請に対応できるよう、協会はこれまでの取組を継続しつつ、デジタル技術など新技術を活用し、より充実した支援を提供します。

【中期経営計画：主要事業及び取組内容】

次の4点を中心に実施してまいります。

- ・ 既存支援の品質向上・効率化
- ・ 新たな支援への着手
- ・ 将来を見据えた解決力の向上
- ・ 得られた利益による先行投資

区画整理

- まちづくりに関する普及啓発
 - 土地区画整理事業関係者を対象に、より受講者のニーズを踏まえた講習会・研修会を開催します。【毎年度】
また、国の提案や全国の県・市町村・まちづくり関係団体の取組等、多様な情報を発信してまいります。【毎年度】
- まちづくりに関する業務支援
 - 支援すべき内容の変化に対応するため、業務代行方式を採用する土地区画整理事業への新たな支援の仕組みを構築します。【2028年度】
 - 最新情報の収集及び関係団体との連携等、技術力の向上に努め、より多種多様な支援を提供します。【毎年度】
- 関係団体との連携
 - 全国のまちづくり関係団体とのネットワークを活用し、多方面から情報収集し、土地区画整理事業関係者に対して、より充実した支援を提供します。【毎年度】

建設技術

- 建設技術に関する普及啓発
県・市町村を対象に、より受講者のニーズを踏まえた講習会・研修会を開催します。
【毎年度】
- 公共工事発注者支援
 - 最新情報の収集及び関係団体との連携等、技術力の向上に努め、より多種多様な支援





を提供します。【毎年度】

- 市町村を対象に、調査・設計における関係機関協議（公安委員会・河川管理者・鉄道事業者等）への新たな支援を提供します。【毎年度】
- 市町村における地域インフラ群再生戦略マネジメント（通称：群マネ）への支援方法に関する調査研究を進めます。【毎年度】

● 橋梁点検

受託の対象施設として道路橋に横断歩道橋を加え、支援の範囲を拡大します。【2029年度】

● DX推進

- 新たに①ドローン・ポールカメラを活用した橋梁点検、②橋梁点検へのAI活用及び③ウェアラブルカメラによる遠隔臨場（監督・検査）に着手します。

【①2027年度、②2028年度、③2029年度】

- 橋梁点検以外の調査におけるドローン・ポールカメラの活用を検討します。

【毎年度】

- 利用者の意見を踏まえたシステム改修を実施し、あいち建設情報共有システム及びあいち電子成果品保管管理システムにおける操作性の向上を図ります。【毎年度】

- あいち建設情報共有システムにおけるヘルプデスクの一部業務へAIを活用します。

【2029年度】

- 新たに工事成績評価システムを市町村へ提供します。【2028年度】

区画整理・建設技術

● 組織運営

- 技術・ノウハウの継承のほか、新たな取組・取組の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、計画的に職員採用、職員の配置及び職務の分担を行います。【毎年度】

- 区画整理もしくは建設技術のみに限定せず、社会資本整備に関わる幅広い知識を得るための資格の取得及び講習・研修の受講を職員へ奨励します。【毎年度】

- 市町村・土地区画整理組合からより丁寧に事業進捗の情報を入手し、随時、協会の事業計画を見直すことにより、中期的期間（5年間）での収支の均衡を図ります。

【毎年度】

- 市町村の抱える課題を解決するため、講習会・研修会及び打合せ等、取組を紹介できる機会を捉えて、支援メニューに関する積極的な広報活動を行います。【毎年度】

- 積極的な広報活動による業務量増で得られた利益を品質向上・効率化、新たな支援及び組織運営に関する先行投資に活用します。【毎年度】





【中期経営計画：指標と数値目標】（計画期間：2026年度～2030年度）

建設技術

指標	2024実績	2025計画	2026目標	2027目標	2028目標	2029目標	2030目標
①利用市町村数（自治体数）	6	8	8	9	10	11	12
②システムの利用促進（件数）	3,920	4,000	4,250	4,500	4,750	5,000	5,000

《目標数値の説明、指標・目標設定値の考え方》

- ・①利用市町村数（自治体数）：市町村の職員不足や技術力の課題から、今後は支援要請の増加が見込まれるため、2025年度実績を基準に毎年度1件の増加を見込んでいます。
- ・②システムの利用促進（件数）：2024年度利用実績から2029年度までに年6%増。市町村への聞き取り結果を踏まえ、2024年度実績から2030年度までに約1,000件の増加を見込み、2029年度までに目標値を達成できるよう設定しました。（各年度の数値は件数の伸びを一定として設定）。





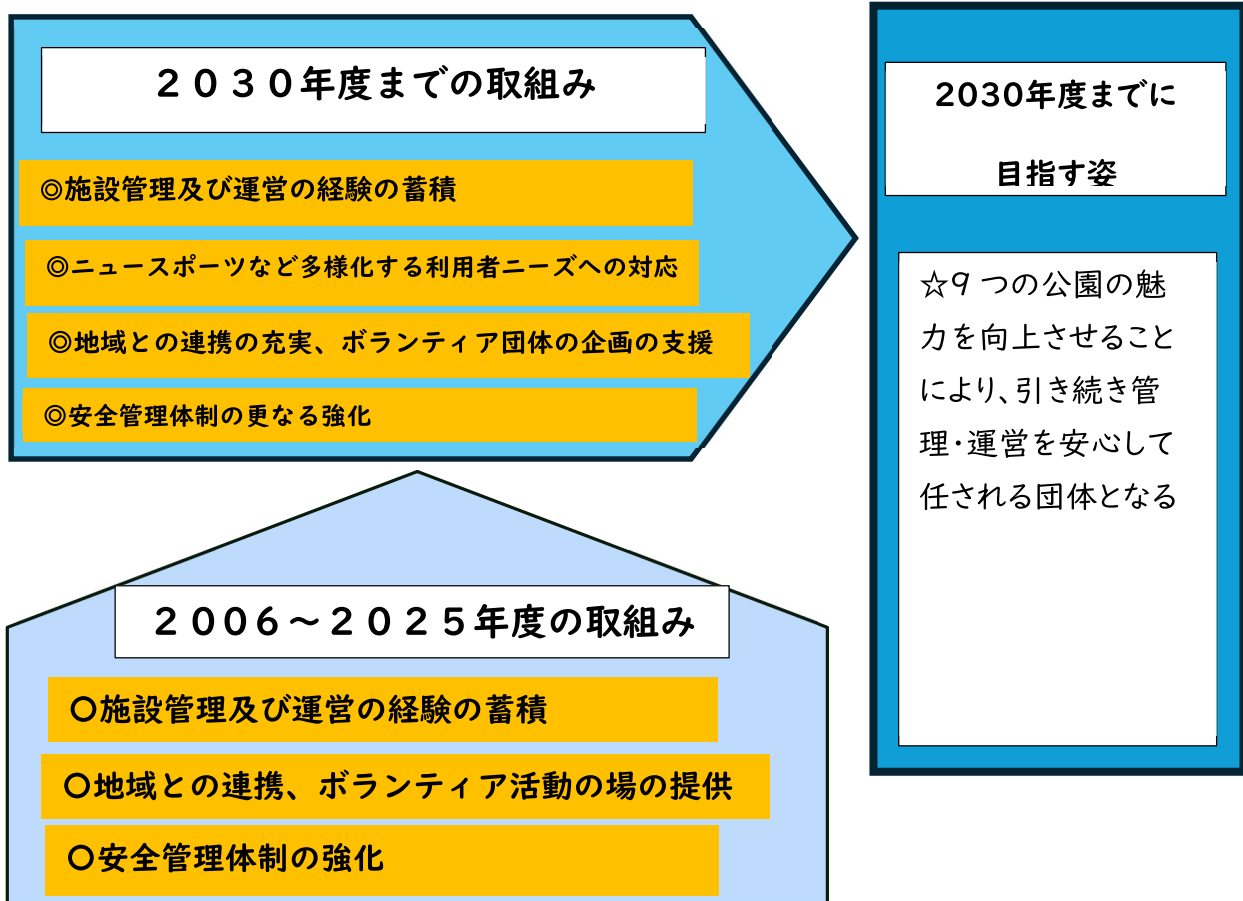
(2) ふれあいの提供

【経営方針】

公園関係

- 愛知県が設置する都市公園の魅力や価値を高め、地域住民にふれあいの場と機会を提供し、指定管理者として新たな時代の公園マネジメントを担い多様なニーズに応えます。

また、最重要課題として、安全な施設管理や利用を最優先し、来園するすべての方に快適なサービスを提供し、地域の発展に貢献していきます。



【経営方針】

港湾関係

- 愛知県が設置するヨットハーバーの施設利用の公正、公平性を確保し、地域住民にふれあいの場と機会を提供し、指定管理者として施設を活用してヨットに対する普及啓発を行います。





また、最重要課題として、利用者の安全・安心の確保した快適な拠点及び利用を最優先し、ヨットの活性化と利用促進につなげ、地域の発展に貢献していきます。

2030年度までの取組み

- ◎施設管理及び運営の経験の蓄積
- ◎引き続きヨット競技人口の拡大に資する取組みの継続
- ◎ヨット競技団体との連携及び地域交流の促進
- ◎「海のプロフェッショナル」としての更なる能力向上

2030年度までに

目指す姿

☆ハーバーの魅力を向上させることにより、引き続き管理・運営を安心して任せられる団体となる

2006～2025年度の取組み

- 施設管理及び運営の経験の蓄積
- ヨット競技人口の拡大による、施設の活性化
- 「海のプロフェッショナル」としての能力向上

【中期経営計画：主要事業及び取組内容】

公園関係

- 有料施設における休業日の臨時開業や利用時間の延長を行い、また、様々な持込イベント（スポーツ大会、各種教室、各種大型イベントの誘致等）の開催によって、公園利用者の増加を図り、利用料金の収入増を図ります。毎年度
- 魅力ある公園づくりを進めるため、地域のボランティア団体等と連携・協働した公園の管理運営の取組を推進します。毎年度
- 利用者ニーズを把握し、新規で魅力的な自主イベント（ニュースポーツ体験、ツリークライミング体験、スポーツ選手との交流の企画等）の開催により、該当公園のブランドイメージを確立させます。2026年度から





- 可能な限り職員の採用を計画的に行い、培った知識や経験を確実に継承していきます。

2026年度から

- 災害などの緊急事態が発生したときに、起こりうる事態を想定し、その対処に必要な方策を予め管理事務所及び協会本部で共有することで、災害発生後の的確な初動体制・業務継続体制を確保します。【毎年度】
- デジタル技術を活用し、来園者の利便性の向上や公園維持管理作業の効率化と夏場の酷暑から公園利用者及び作業スタッフを守る環境づくりに努めます。【2026年度から】

ヨットハーバー関係

- ヨット教室等を積極的に開催するなど海事思想の普及を図るとともに、出艇数の増加を図り、利用料金の収入増加を図ります。【毎年度】
- ヨット競技団体や地元自治体との更なる連携強化を図り、適正な施設運営に努めます。

2026年度から

- 可能な限り新規の職員の採用を行い、培った知識や経験を確実に継承していきます。

2026年度から

- 災害などの緊急事態が発生したときに、起こりうる事態を想定し、その対処に必要な方策を予め管理事務所及び協会本部で共有することで、職員の生命、身体の安全を守り、かつ、被害を最小限に止める体制を確保します。【毎年度】
- デジタル技術を活用し、利用者の利便性の向上やハーバー維持管理作業の効率化と夏場の酷暑から利用者及びスタッフを守る環境づくりに努めます。【2026年度から】

【中期経営計画：指標と数値目標】（計画期間：2026年度～2030年度）

- 利用者数

（単位：人）

指標	2024実績	2025計画	2026目標	2027目標	2028目標	2029目標	2030目標
①牧野ヶ池緑地（人）	310,595	424,098	329,000	334,000	337,000	340,000	344,000
②大高緑地（人）	1,607,131	1,758,338	1,532,000	1,547,000	1,563,000	1,563,000	1,563,000
③小幡緑地（人）	877,130	718,076	883,000	888,500	890,000	891,700	893,500
④新城総合公園（人）	267,323	364,219	265,900	266,700	268,500	279,400	270,300
⑤尾張広域緑道（人）	209,584	212,918	211,000	212,000	213,000	214,000	215,000
⑥あいち健康の森公園（人）	1,352,874	1,511,429	1,415,000	1,456,000	1,454,000	1,469,000	1,494,900
⑦東三河ふるさと公園（人）	325,934	344,222	328,100	329,200	331,300	332,400	333,500
⑧愛・地球博記念公園（人）	2,940,500	1,647,380	2,811,000	2,822,000	2,833,000	2,845,000	2,856,000
⑨油ヶ淵水辺公園（人）	297,950	174,005	178,900	182,200	—	—	—
⑩海陽ヨットハーバー（人）	11,795	10,839	11,005	11,115	11,225	11,335	11,445





《目標数値の説明、指標・目標設定値の考え方》

- ・①～⑩は指定管理者指定申請書「利用促進に関する取組」等に記載した内容と同じ数値としました。
- ・④新城総合公園は、新城ラリーが2022年度で終了した翌年度の2023年度から2024年度の実績平均の2%増としました。
- ・⑦東三河ふるさと公園は2023年度の大雨による一部閉園の影響があったため、2017年度から2019年度の実績平均の2%増としました。
- ・⑧愛・地球博記念公園は、ジブリパーク全5エリアが開園した2023年度から2024年度の実績平均（2,800千人）の2%増としました。
- ・⑨油ヶ淵水辺公園は、2028年度に指定管理申請のため、現時点では2028年度の目標は設定していません。（2027年度に利用者数目標を設定予定）

● 利用料金収入

（単位：円）

	2024実績	2025計画	2026目標	2027目標	2028目標	2029目標	2030目標
①大高緑地	18,334,340	19,691,000	18,708,000	18,770,000	18,895,000	18,956,000	19,020,000
②小幡緑地	10,467,160	10,499,000	10,622,000	10,665,000	10,707,000	10,751,000	10,791,000
③新城総合公園	4,447,540	3,997,000	4,284,000	4,298,000	4,326,800	4,340,800	4,355,400
④尾張広域緑道	5,773,210	6,505,000	5,956,000	5,976,000	6,016,000	6,035,000	6,056,000
⑤あいち健康の森公園	14,851,120	16,152,000	14,767,000	15,057,000	14,984,000	15,129,000	15,201,000
⑥愛・地球博記念公園	443,234,440	423,001,000	387,900,000	389,450,000	390,999,000	392,545,000	394,090,000
⑦海陽ヨットハーバー	27,135,544	26,391,000	26,561,000	26,693,000	26,826,000	26,960,000	27,094,000

《目標数値の説明、指標・目標設定値の考え方》

- ・①～⑦は指定管理者指定申請書「利用促進に関する取組」等に記載した内容と同じ数値としました。
- ・①、②、④、⑤、⑥の公園は2022年度から2024年度の実績平均（440,273千円）の2%～5%増とした。③新城総合公園は、新城ラリーが2022年度で終了した翌年度の2023年度から2024年度の実績平均の2%増としました。
- ・⑦海陽ヨットハーバーは2026年度にアジア大会開催のため利用料金収入が不透明であるため、2022年度から2024年度の実績平均（26,561千円）に対し、2027年度から4%増としました。





(3) 港湾施設の管理

【経営方針】

- 県から委託による衣浦港及び三河港において、寄港する船舶に対する給水業務及び上屋等の港湾施設の維持管理業務を行います。
特に給水業務については、船舶乗組員にとって重要な生活水となることから適切な水質管理を行い、これまでの経験に基づいた作業を安全確実に行っていきます。
- これまでの経験で培った保守点検業務や小規模修繕の技術を継承し、今後も安全な施設管理を進めてくため県へ適切な施設改善を働きかけていきます。
- 災害などの緊急事態が発生したときに、起こりうる事態を想定し、その対処に必要な方策を予め港事務所及び協会本部で共有することで、職員の生命、身体の安全を守り、かつ、被害を最小限に止める体制を確保します。

【中期経営計画：主要事業及び取組内容】

- 船舶給水業務
 - 船舶からの依頼により給水業務を行います。（給水業務の他に、船舶給水作業に係る申請書類の受領、確認、県機関への提出）**毎年度**
- 上屋等施設管理業務
 - 屋内荷さばき地である上屋等施設の巡視・点検業務を行います。（巡視・点検業務の他に、施設使用に係る申請書類の受領、確認、県機関への提出）**毎年度**
 - 給水施設（受水槽）、上屋施設（消防設備、浄化槽、高圧受電設備及び建築物）の点検を行います。点検の結果、破損箇所が発見された場合、小規模なものについては修繕を行います。（大規模なものは県へ修繕依頼）**毎年度**
- 夏場の酷暑からスタッフを守るため空冷服を貸与する等の環境づくりに引き続き努めます。**毎年度**
- 培った知識や経験を確実に継承するため、可能な限り新規の職員の採用を行い、継承していきます。**2026年度から**
- 仮に新規採用が困難な場合、新規の採用以外の方法で、培った知識や経験を協会内部で継承出来ないか、併せて検討していきます。**2026年度から**





(4) 都市緑化基金の活用

【経営方針】

- 都市緑化基金は、都市の緑化を推進し、緑豊かで快適な生活環境の形成を通じて県民福祉の向上に寄与することを目的とし、以下の方針に基づき、持続可能かつ効率的な事業運営に努めます。

基金の管理

これまでと同様に、確実に安全かつ有利な運用に努めます。

都市緑化の重要性と効用

県民への普及啓発活動を展開します。

都市緑化の推進を通じて県民の福祉向上に貢献できるよう、
事業の質の向上に努めます。

【中期経営計画：主要事業及び取組内容】

- これまでと同様、元本回収が確実に安全で、可能な限り高い運用益が得られる方法による管理・運用に努めます。（国債及び地方債による運用） **毎年度**
- 都市緑化基金等連絡協議会などから、全国の都市緑化基金の事業活動を情報収集し、県と連携しつつ、新たな取り組みを検討します。 **毎年度**
 - ①都市緑化基金の市町村等助成制度に関する周知方法の検討
 - ②都市緑化基金の認知度向上に向けた広報の検討



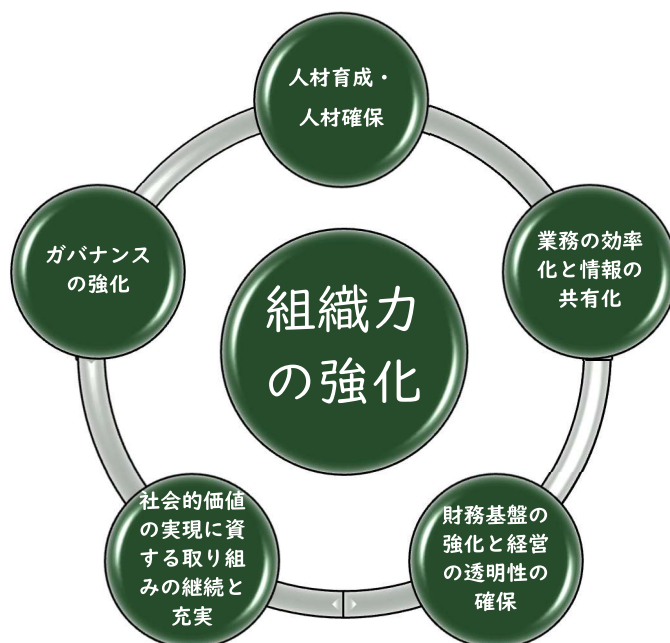


(5) 組織力の強化

【経営方針】

- 社会環境の急速な変化や制度改正や働き方の多様化が進む中、今後も当協会の公益的使命を果たし続けるために、組織として変化に対応できるレジリエンス（強靱性）を高めることで、長期的に健全かつ安定した経営をできるように持続可能な組織力の強化に努めます。なお、本中期経営計画期間は、次の5点に注力します。

- ①人材育成・人材確保
- ②業務の効率化と情報の共有化
- ③財務基盤の強化と経営の透明性の確保
- ④社会的価値の実現に資する取組の継続と充実
- ⑤ガバナンスの強化



【中期経営計画：主要事業及び取組内容】

- ①人材育成・人材確保
 - 概ね30歳代から40歳代の職務経験のある職員採用を可能な限り継続し、50歳代後半の正規職員からの知識・経験の継承を円滑に行います。 毎年度





- 特に、まちづくり事業部では、技術・ノウハウの継承のほか、新たな取組・取組の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、計画的に職員採用、職員の配置及び職務の分担を行います。**毎年度**
- これまでの研修に加え、DX推進や制度改正に対応する研修を実施し、実務対応力を高めます。**毎年度**
- 採用において募集定員を充足しない状況が続いている技術職員については、協会の魅力を効果的に発信する広報活動を今後5年間で検討・実施し、応募者数の増加につながるよう努めます。**2026年度から**
- また、まちづくり事業部では、県の保有する技術力・ノウハウを効果的に活用するため、引き続き県OB職員を採用します。**毎年度**
- 引き続き、育児・介護との両立支援制度等について周知を徹底し、職員が制度を活用しやすい環境づくりに努めます。**毎年度**
- メンタルヘルス対策やハラスメント防止体制を整備し、安心・安全な職場づくりを推進します。**毎年度**
- 業務マニュアルやフロー図を整備・更新し、職員の業務の安定性・効率性・安全性を向上させます。またこの取組を通じて安心・安全な事業を提供できる組織としての能力の強化につなげます。**毎年度**

● ②業務の効率化と情報の共有化

- WEB会議ツールの活用、電子決裁システムの導入、会議資料のペーパーレス化や、AI議事録自動作成ツールの活用など、業務における各種のDXを推進し、業務効率の向上を図ります。**2026年度から**
- 業務マニュアルやフロー図を整備・更新し、職員の業務の安定性・効率性・安全性を向上させます。またこの取組を通じて安心・安全な事業を提供できる組織としての能力の強化につなげます。**毎年度**（再掲）
- 組織全体に関わる重要課題^{*}について、その対応の進捗を定期的に確認・管理するため、引き続き協会の役員及び管理職による会議を行っていきます。**毎年度**





※重要課題の例

- (1) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）の改正への対応
 - ・カスタマーハラスメント対策が、2026年10月1日から全ての企業・事業主に義務化されます。
- (2) 2026年以降の労働基準法改正への対応（下記は改正項目の一部）
 - ・勤務間インターバル制度の義務化: 終業時刻から次の始業時刻までに一定の休息时间（原則11時間）を確保しなければなりません。
 - ・「つながらない権利」ガイドライン策定: 休日や時間外の業務連絡を拒否できる権利に関するガイドラインが策定される見込みです。
- (3) 中期経営計画の見直し

③財務基盤の強化と経営の透明性の確保

- 中期的期間（5年間）での収支の均衡を図るよう、弾力的な財務運用を検討していきます。2026年度から
- 公益充実資金の計画的な活用により、将来にわたる安定的な事業継続を支えます。
毎年度
- 公益法人会計基準の見直しに対応した経理システムに更新し、新たな会計基準に基づいた会計処理を実施し、わかりやすい財務情報の開示により、信頼性を高めます。
2026年度、2027年度

● ④「社会的価値の実現に資する取組」の継続と充実

これまで取り組んできた「社会的価値の実現に資する取組」（P13参照）について、継続して取り組むとともに、今後も国等が進める各種の「社会的価値の実現に資する取組」や認証・登録制度を活用・取得するなどして、充実していきます。（例：「仕事と介護を両立できる職場環境」の取組を登録し、シンボルマーク「トモニン」の活用により取組をアピール）毎年度

● ⑤ガバナンスの強化

- 法改正に伴う就業規程をはじめとする各種内部規程の見直しなど、自律的ガバナンスの充実に努めます。毎年度





6 計画の進捗管理

本中期経営計画を着実に推進するため、PDCA サイクル（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善））に基づき、愛知県へ毎年度提出する県関係団体経営改善計画の単年度の実績の報告に合わせて進捗状況の確認及び見直しを実施します。なお、見直しにより、計画の変更が必要となった場合は、その都度、計画の変更を理事会に提案してまいります。





公益財団法人愛知県都市整備協会



2026年3月作成

